中小企業金融のあり方検討小委員会 取りまとめ（概要）

１．「ひと手間かけて育てる金融」の推進

・地域金融機関による優良先への融資競争が収益性の低下を招く「合成の誤謬」が発生。

・地域金融機関による、地元企業を「ひと手間かけて育てる」姿勢が大切。利用者目線で真に役立つ金融機関を「見える化」するため、中小企業向けの融資実績、地域に根ざした金融の取組状況、先進的な融資手法への取組の状況等に関する地域金融機関の情報発信を更に推進。事業者からの各金融機関に対する評価を反映させた表彰についても検討。

・金融機関がモラルハザードに陥らないよう、適切なリスク負担をするために、信用保証制度のあり方について本年中に検討を進め、あるべき方向性を示し、その後必要な措置を講ずべき。

２．経営改善計画策定の推進

・中小企業・小規模事業者の「経営改善計画」の策定が重要。一方で、身近な支援機関とされる２万を超える認定支援機関は玉石混交であり、認定支援機関を評価する仕組みを導入し、実績の高い認定支援機関を「見える化」する必要。
更新制の導入や金融機関・よろず支援拠点・中小企業再生支援協議会による優良認定支援機関の情報の周知等を通して、認定支援機関のレベルを引き上げていく。

３．市区町村レベルの経営支援体制の強化

・板橋区立企業活性化センターの取組「板橋モデル」を全国展開し、企業活性化に前向きな市区町村については、市区町村レベルでの経営支援体制整備を支援。

４．その他

（１）経営者保証に関するガイドラインの更なる周知・普及の徹底

・「経営者保証に関するガイドライン」について、今後、①事業者に対する更なる周知・普及の徹底、②金融機関による更なる活用と実績の公表、③保証債務整理局面において残す資産の範囲を「見える化」するための事案の集積と公表、といった取組を推進。

（２）自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に係る対応

・中小企業・小規模事業者の円滑な再生や清算のため、債務整理局面において自治体の損失補償付制度融資等にかかる信用保証協会の求償権の放棄が円滑に進むよう、関係省庁からの地方自治体への働きかけ等の必要な措置を講ずる。

（３）バーゼル規制など国際的な規制強化への適切な対応

・今般のバーゼル委における手法の見直しは、中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を阻害する可能性があるため、重大な関心を持って動向を注視し、必要に応じてバーゼル委員会に対して意見を出し、ルール形成に反映していく。

（４）経営相談支援体制の大幅な拡充・強化

・中小企業・小規模事業者の各相談支援機関の責任の所在を明確にするため、経営相談支援体制については、各機関の役割の体系的な整理が必要。